

松江市告示第 452 号

松江市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成 24 年松江市告示第 299 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 7 月 10 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(交付の対象等)		(交付の対象等)	
第2条 略		第2条 略	
略		略	
交付対象者の要件	(1) 略 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営者就農であること。 <u>この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</u> ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、 <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第20条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの</u> 及び特定作業受委託契約を締結した	交付対象者の要件	(1) 略 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営者就農であること。_____ _____ _____ _____ _____ _____ ア 農地の所有権又は利用権（農地法_____ _____ _____ _____ _____ _____ 及び特定作業受委託契約を締結した

ものをいう。)を交付対象者が有していること。

イ・ウ 略

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(3) **基盤強化法**

第14条の4第1項に規定する青年等就農計画(以下「**青年等就農計画**」という。)

の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 第3条の規定により提出した青年等就農計画

に農業次世代人材投資資金申請追加資料(農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「**実施要綱**」という。)別記1別紙様式第2号)を添付したもの(以下「**青年等就農計画等**」という。)が次に掲げる基準に適合していること。

ア・イ 略

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた**取組**を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等**を持つ者**であると市長に認められること。ただし、1戸1法人(原則として世帯員のみで構成される

ものをいう。)を交付対象者が有していること。

イ・ウ 略

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(3) **農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「**基盤強化法**」という。)**

第14条の4第1項に規定する青年等就農計画

の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 第3条の規定により提出した青年等就農計画

(**基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画**)に農業次世代人材投資資金申請追加資料(農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「**実施要綱**」という。)別記1別紙様式第2号)を添付したもの(以下「**青年等就農計画等**」という。)が次に掲げる基準に適合していること。

ア・イ 略

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた**取り組み**を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等_____であると市長に認められなければならぬ。この場合において、1戸1法人(原則として世帯員のみで構成される

法人に限る。)以外の農業法人を継承する場合を除く

- (6) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)に定める 人・農地プラン等をいう

_____。以下同じ。)に中心となる経営体として位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれていること又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。)

- (7)・(8) 略

- (9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、_____ 施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれていること。

- (10) 青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (11) 就農する地域における将来の農業

法人に限る。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とし、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、第2号のア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

- (6) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知)に規定する人・農地プランで、同要綱別記1の人・農地プランの見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1

に準じて作成したものを含む。以下同じ。)に中心となる経営体として位置付けられ_____、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、_____ 又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。)

- (7)・(8) 略

- (9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は 施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれる_____ こと。

	<p><u>の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。</u></p> <p>(12) <u>平成27年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。</p>
資金の額	<p>資金の額は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 個人の場合 経営開始初年度は、交付期間1年につき1人当たり150万円とし____、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得(農業経営開始<u>前</u>の所得____、<u>被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。</u>以下同じ。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)とする。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は、<u>交付期間1年につき150万円とする</u>。</p> <p>(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合 夫婦合わせて交付期間1年につき前号の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)とする。 ア・イ 略 ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。</p> <p>(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合 当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ第1号の額とする。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者(<u>当該農業者が(1)に該当し、資金の交付を受けている場合であって、その5年度目を超えている農業者をいう。</u>)が農業法人の役員に1名でも存在する場合は、<u>当該農業法人の他の役員も</u>交付の対象外とする。</p>

	<p>(10) <u>平成26年</u>4月以降に農業経営を開始した者であること。</p>
資金の額	<p>資金の額は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 個人の場合 経営開始初年度は、交付期間1年につき1人当たり150万円を<u>交付し</u>、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得(農業経営開始<u>後</u>の所得に<u>限り</u>、____資金を除く。以下同じ。)を減じた額に5分の3を乗じて得た額(1円未満は切捨て)____。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は交付期間1年につき150万円を<u>交付する</u>。</p> <p>(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合 夫婦合わせて交付期間1年につき前号の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)____ ア・イ 略 ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等<u>になる</u>こと。</p> <p>(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合 当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ第1号の額____。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者____ ____が____法人を<u>経営</u> ____する場合は、____ ____交付の対象外とする。</p>

交付期間 最長5年間とする。ただし、令和元年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分までとする。

略

(青年等就農計画等の承認申請)

第3条 略

2 資金の交付を受けようとする者は、前項の青年等就農計画等の作成に当たっては、市に相談し、島根県東部農林振興センター、JAしまね等の関係機関及び当該機関に所属する者、指導農業士等(以下「関係者等」という。)から助言及び指導を受けるものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、青年等就農計画等の内容について審査し、第2条の表に規定する要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、関係者等による面接等の実施に努めるものとする。

3 略

(資金の交付申請)

第6条 略

2 前項の規定による申請は、原則として申

交付期間 最長5年間とする。ただし、平成30年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分までとする。

略

(青年等就農計画等の承認申請)

第3条 略

(青年等就農計画等の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、青年等就農計画等の内容について審査し、第2条の表に規定する要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性局長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する_____。

2 _____前項の審査に当たっては、関係者で_____面接等の実施に努めるものとする。

3 略

(資金の交付申請)

第6条 略

2 前項の_____申請は、原則として申

請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

- 3 申請の対象は、平成31年4月以降の農業経営とする。

(就農状況報告等)

第8条 交付対象者は、交付期間中**にあっては**毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(実施要綱別記1別紙様式第9-1号)を_____、交付期間終了後5年間**(途中で就農を中断した場合は、中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。)**にあっては毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の作業日誌(実施要綱別記1別紙様式第9-1号-1)を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第12条に規定する実績報告書の提出は、前項の就農状況報告の提出により、なされたものとみなす。

- 3 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(実施要綱別記1別紙様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(就農状況の確認)

第9条 市長は、前条の規定による就農状況報告の**提出**を受けたときは、関係者等 _____

_____と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているか**を確認するとともに**、必要な場合は関係者等 _____

請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

- 3 申請の対象は、平成30年4月以降の農業経営とする。

(就農____報告等)

第8条 交付対象者は、交付期間中、_____
__毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報(実施要綱別記1別紙様式第9-1号)を**市長に提出しなければならない。また**、交付期間終了後5年間、_____
_____毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の作業日誌(実施要綱別記1別紙様式第9-1号-1)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の就農状況報告書を規則第12条に規定する実績報告

_____とみなす。

- 3 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後 3年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(実施要綱別記1別紙様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(就農状況の確認)

第9条 市長は、前条の規定による就農状況報告 _____を受けたときは、実施要綱別記1第7の2の(11)に定めるサポートチーム(以下「サポートチーム」という。)を中心に、都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているか**どうかを確認し** _____、必要な場合は、サポートチームを中心に、都道府県普

_____と連携して適切な指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認は、就農状況確認チェックリスト(実施要綱別記1別紙様式第17号-1)により、次のとおり行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア・イ 略

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の賃借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し)

(資金の請求)

第10条 交付対象者は、第7条の規定による資金の決定及び額の確定があったときは、農業次世代人材投資資金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(資金の交付)

第11条 市長は、前条の交付請求書の内容が適当であると認めるときは、半年分を単位として資金を交付するものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない

及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行うものとする。

2 前項の_____確認は、就農状況確認チェックリスト(実施要綱別記1別紙様式第17号-1)により、次のとおり行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア・イ 略

ウ 農地基本台帳の写し

(資金の請求)

第10条 交付対象者は、第7条_____による資金の決定及び額の確定があったときは、農業次世代人材投資資金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(資金の交付)

第11条 市長は、前条の請求_____の内容が適当であると認めるときは_____資金を交付する_____。なお、資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とするが、市長の判断により、1年

_____。

(着手届及び完了届)

第12条 規則第11条に規定する着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(受給中止の届出)

第13条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は、市長に中止届(実施要綱別記1別紙様式第6号)を提出しなければならない。

(交付の停止)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第9条の規定による就農状況の現地確認等により、次のいずれかに該当する場合その他適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア～オ 略

(6) 実施要綱別記1第11の3に規定する国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(7) 実施要綱別記1第7の2の(6)に規定する中間評価(以下「中間評価」という。)により、C評価相当と判断された場合

(8) 略

(交付の中止)

第15条 市長は、交付対象者から第13条の規定による中止届の提出があった場合又は前条各号(第3号及び第8号を除く。)

分の資金を一括で交付することができるものとする。

(着手届及び完了届)

第12条 規則第11条に規定される着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(交付中止の届出)

第13条 交付対象者は、交付_____を中止する場合は、市長に中止届(実施要綱別記1別紙様式第6号)を提出しなければならない。

(交付の停止)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する_____。

(1)～(4) 略

(5) 第9条の規定による就農状況の現地確認等により、次に掲げる_____場合その他適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア～オ 略

(6) 実施要綱別記1第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(7) 実施要綱別記1第7の2の(5)に定める____中間評価(以下「中間評価」という。)により、C評価相当と判断された場合

(8) 略

(交付の中止)

第15条 市長は、交付対象者から第13条の規定による中止届の提出があった場合又は前条第1号、第2号若しくは第4号から第7号

_____のいずれかに該当する場合は、資金の
交付を中止する。_____

(受給の休止届及び再開届)

第16条 略

(交付の休止)

第17条 市長は、交付対象者から前条第1項の
規定により提出された休止届が_____、やむ
を得ないと認められる場合にあつては資
金の交付を休止し、_____やむを得ないと認め
られない場合にあつては資金の交付を中
止するものとする。

2 市長は、交付対象者から前条第2項の規定
による経営再開届の提出があり、適切に農
業経営を行うことができると認められる場
合は、資金の交付を再開するものとする。

(資金の返還)

第18条 交付対象者は、次の各号のいずれか
に該当する場合は、当該各号に掲げる資金
を返還しなければならない。ただし、第1号
又は第3号に該当する場合であつて、次条の
規定による申請により、病気、災害等のや
むを得ない事情として市長が認めた場合は
この限りでない。

(1) 第14条第1号から第6号までに掲げる
事項に該当した時点が既に交付した資
金の対象期間中である場合 残りの対
象期間の月数分(当該要件に該当した月
を含む。)の資金

までのいずれかに該当する場合は、資金の
交付を中止する。この場合において、実施
要綱別記1第10に定める経営発展支援金の
交付を受けた者については、交付3年目以降
の交付を中止する。

(交付の休止届及び再開届)

第16条 略

(交付の休止)

第17条 市長は、交付対象者から前条第1項の
規定による休止届が提出された場合、やむ
を得ないと認められる場合は、_____資
金の交付を休止する。_____やむを得ないと認め
られない場合_____は資金の交付を中
止する。

2 市長は、交付対象者から前条第2項の規定
による経営再開届の提出があり、適切に農
業経営を行うことができると認められる場
合は、資金の交付を再開する_____。

(資金の返還)

第18条 交付対象者は、次の各号_____
に該当する場合は、当該各号に掲げる資金
を返還しなければならない。ただし、第1号
又は第3号に該当する場合であつて、次条の
_____申請により、病気、災害等のや
むを得ない事情として市長が認めた場合は
この限りではない。

(1) 第14条第1号から第5号までに掲げる
事項に該当した時点が既に交付した資
金の対象期間中である場合 残りの対
象期間の月数分(当該要件に該当した月
を含む。)の資金

(2)・(3) 略

(離農届)

第20条 交付対象者は、交付期間終了後5年
__の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(実施要綱別記1別紙様式第21号)を市長に提出しなければならない。

(交付終了後の就農中断等)

第21条 略

2 略

3 市長は、第1項の規定により提出された就農中断届の内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の中断を承認するものとする。

4・5 略

(2)・(3) 略

(離農届)

第20条 交付対象者は、交付期間終了後5年
間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、_____離農届(実施要綱別記1別紙様式第21号)を市長に提出しなければならない。

(交付終了後の就農中断等)

第21条 略

2 略

3 市長は、第1項の就農中断届の提出があり、その__内容がやむを得ないと認められる場合__、就農の中断を承認_____する。

4・5 略

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年7月10日から施行し、改正後の松江市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和2年3月31日までに、この告示による改正前の松江市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき申請があったものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松江市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。